

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減の見直しについて～

■均等割の2割・5割軽減の範囲が拡大しました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成26年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)



平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)

■今回の見直しにより新たに軽減の対象となる年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円 減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円 減
214万円	—	2割	—	105,300円	10,300円 減
215万円	—	2割	—	106,400円	10,200円 減

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫	2割	5割	—	94,100円	15,400円 減
	妻	—	—	—	25,700円	15,400円 減
220万円	夫	2割	5割	—	96,200円	15,400円 減
	妻	—	—	—	25,700円	15,400円 減
259万円	夫	—	2割	—	152,600円	10,300円 減
	妻	—	—	—	41,100円	10,300円 減
262万円	夫	—	2割	—	155,800円	10,300円 減
	妻	—	—	—	41,100円	10,300円 減

◆保険料の計算方法(平成27年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する『均等割額』と、所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

<p>均等割 【1人あたりの額】</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">51,472円</p>	+	<p>所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得 - 33万円) ×</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">10.52%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)</p>
--	---	---	---	--

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

●問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場町民課保険医療係 ☎52-3131、内線118～121